

函館工業高等専門学校図書館規程

昭和52年4月1日

函高専達第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第12条第2項の規定に基づき、本校図書館(以下「図書館」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、本校学生の知識と教養を高め、人格の形成に資するとともに、教職員の行う教育及び研究に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 図書館は、目的遂行のため、次の業務を行う。

- 一 図書館資料の収集、整理、保存に関すること。
- 二 図書館資料の閲覧、貸出しに関すること。
- 三 学生の読書の指導、奨励に関すること。
- 四 教職員の行う教育、研究に対する協力に関すること。
- 五 校史編さんのための資料の収集、保存に関すること。
- 六 その他図書館の運営に関すること。

(施設)

第4条 図書館の施設は、次のとおりとする。

- 一 閲覧室
- 二 書庫
- 三 図書演習室
- 四 図書事務室

(組織)

第5条 図書館は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 図書館長
- 二 図書館員

(図書館長)

第6条 図書館長は、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

- 2 図書館長は、校長の命を受け、図書館の業務を掌理する。
- 3 図書館長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(図書館員)

第7条 図書館員は、各学科（生産システム工学科を除く。）、一般系並びに生産システム工学科の各コース（以下「学科等」という。）の教員（図書館長が所属する学科等を除く。）をもって充てる。

- 2 図書館員は、図書館長の命を受け、その業務を処理する。
- 3 図書館員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(図書館利用)

第8条 図書館の利用については、函館工業高等専門学校図書館利用規程(昭和47年4月17日制定)による。

(個人情報の漏えい防止)

第9条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(平成17年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号)第28条の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(庶務)

第10条 図書館に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 図書館の管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第49号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第40号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月12日函高専達第93号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月15日函高専達第9号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日函高専達第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第 号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月24日函高専達第6号)
この規程は、令和6年4月1日から施行する。